

各関係機関長 様

熊本県病虫害防除所長

病虫害発生予察注意報について（送付）

このことについて、令和7年度（2025年度）病虫害発生予察注意報第1号を発表しましたので、送付します。

注 意 報

令和7年度（2025年度）病虫害発生予察注意報第1号

農作物名 トマト・ミニトマト
病虫害名 トマトキバガ

- 1 発生地域 県内全域
- 2 発生時期 5月以降
- 3 発生程度 平年比 多

4 注意報発表の根拠

- （1）県内6ヶ所に設置したフェロモントラップにおいて、成虫の誘殺数が急激に増加している。4月から5月にかけては、いずれの地点においても令和4年以降の調査開始以来最も高い誘殺数を記録している（**図1**）。
- （2）令和7年5月現在、県内複数地域の複数ほ場で発生が確認されている。一部の発生ほ場では、果実への被害が発生している（**写真**）。

5 防除対策

- （1）未発生の施設栽培では、開口部に防虫ネット（目合い1mm以下）を設置し、侵入を防止する。
- （2）ほ場内をよく見回り、被害の早期発見に努める。被害葉や被害果実を発見した際や発生が疑われる場合は、管轄の県出先機関（農業普及・振興課）やJAまたは病虫害防除所まで連絡する。
- （3）被害葉や被害果実は速やかに除去し、ほ場外に持ち出して処分する。被害残渣を野外に放置すると周囲に拡散するため、土中に深く埋設するか、ポリ袋等に1ヶ月以上密封した後に処分する。
- （4）薬剤防除に当たっては、薬剤抵抗性の発達を防ぐため、作用機作の異なる薬剤をローテーションで使用する。
- （5）栽培終了後は、速やかに施設内の植物を枯死させる。発生ほ場では、1ヶ月以上をかけて密閉処理を行い施設内のトマトキバガを餓死させる。なお、マルチ等の資材にも蛹や幼虫が付着している可能性があるため、使用した資材は密閉処理期間が終了した後に搬出する。

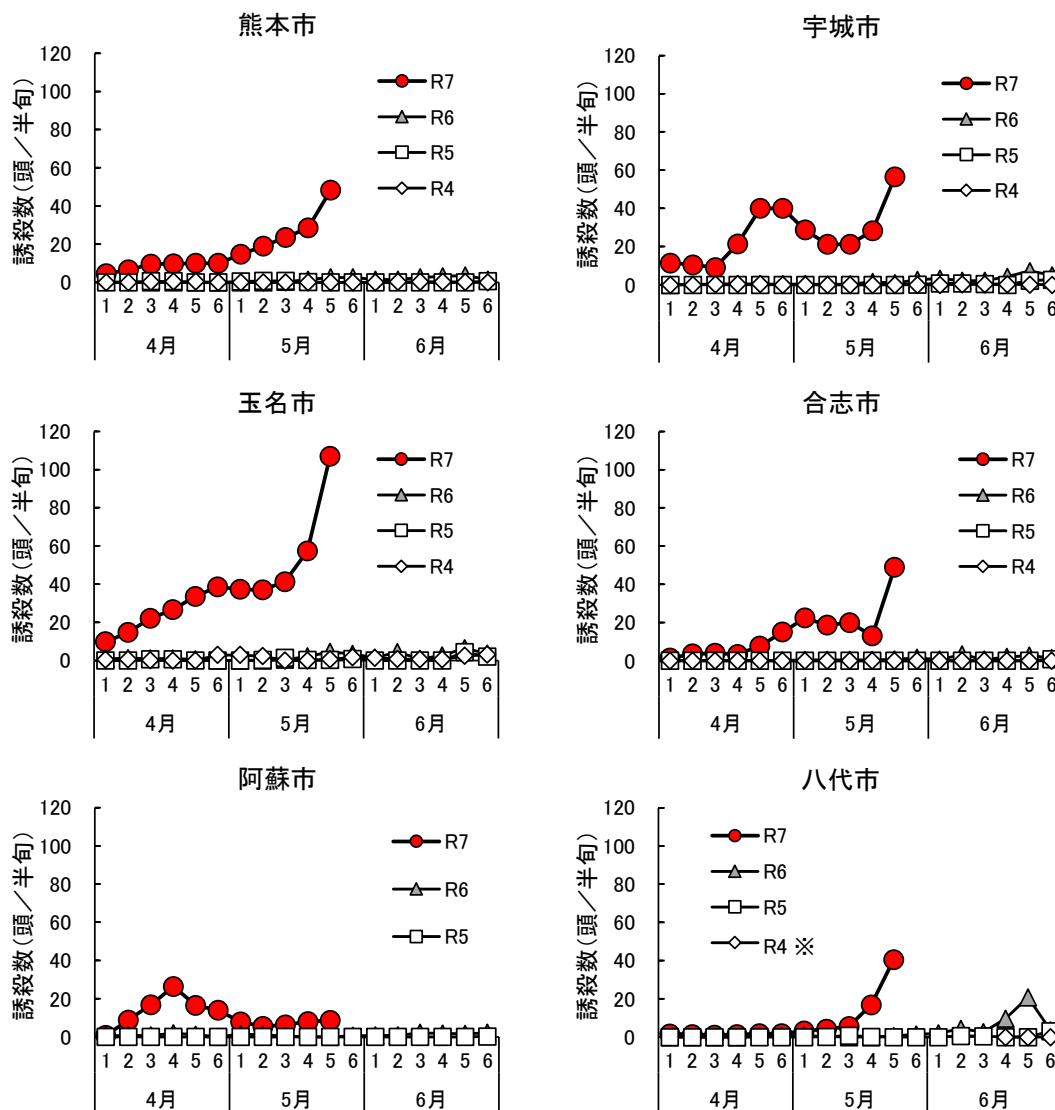


図1 各地域に設置したフェロモントラップへの誘殺数の推移

※ 八代市のR4は6月15日から調査開始

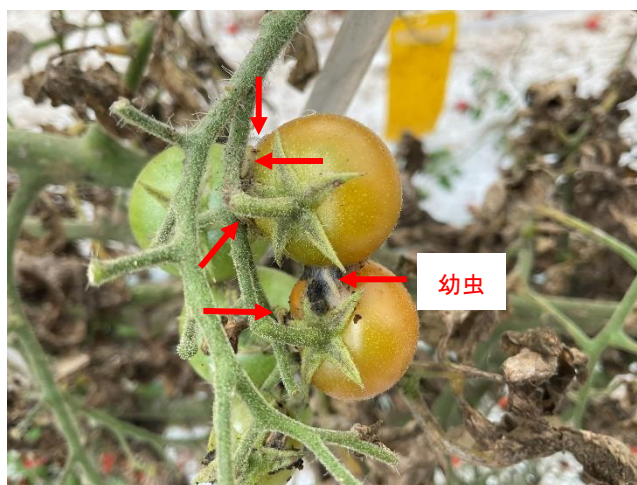


写真 発生ほ場での被害（令和7年5月撮影）

熊本県病虫害防除所
（農業研究センター生産環境研究所内）
担当：江口、永野 TEL：096-248-6490